

令和6年6月第176回定例 農業委員会総会議事録

令和6年6月10日（月）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第692号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題693号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第694号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第425号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第426号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和6年6月第176回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしくお願ひします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思ひます。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名（5番、●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、6月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和6年6月第176回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

13番 ●●●●委員

15番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろ

しくお願ひ致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第692号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第692号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積383㎡、安土町大中●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積15,000㎡、同じく安土町大中●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積15,000㎡、同じく安土町大中●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積10,000㎡、世帯の経営面積、渡人975.2アール、受人975.2アールで面積変更はございません。貸人につきましては、安土町大中●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町大中●●番地、●●●●、契約内容は親子間の使用貸借、貸渡理由、借受理由とも経営移譲でございます。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積125㎡、世帯の経営面積、渡人8.5アール、受人84.7アールで今回の申請面積を合わせますと85.9アールとなります。渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用、相手方の要望でございます。

番号3、土地の所在地、竹町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、登記面積330㎡、世帯の経営面積、渡人、0アール、受人0アールで今回の申請面積3.3アールとなります。渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、受人につきましては、蒲生郡竜王町大字山面●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、耕作便利、家庭菜園として利用ということで、現況が雑種地でありまして、申請にあたり一部農地に復元していただいております。残りの農地については、復元計画の提出を頂いておりますので、順次見守っていきたいと思います。

番号4、土地の所在地、島町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積212㎡、世帯の経営面積、渡人10.4アール、受人3

96.1アールで今回の申請面積398.2アールとなります。渡人につきましては、島町●●番地、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用、相手方の要望でございます。この農地につきましては、4月の総会で許可相当とされた隣接農地と一体利用されるものでございます。また●●氏の他の農地の復元状況でございますが、計画より前倒しで復元が進んでいることを確認しております。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長

今、事務局からも説明がありましたように、●●さんの復元計画について、先日の現地踏査で確認してきましたが、復元が進んでいることを確認しております。山になっていた土砂もすき取られている感じがしました。

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

(特になしの声)

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 692 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第 693 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 694 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第693号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積137㎡、同じく金剛寺町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積75㎡、申請人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫で、現地は昭和50年頃に造成され、農業用倉庫として利用されています。今回農地法第5条許可申請をするにあたり、当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第694号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年6月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、金剛寺町●●番●、登記地目、現況地

目とも田、申請面積728㎡、渡人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、受人につきましては、西宿町●●番地●、●●●建設株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅3区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積723㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、事業用地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、受人所有の隣接資材置場等と一体的に利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 693 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 694 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 11番 ●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、5月31日に、議第 693 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 694 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて10番 ●●●●会長と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。
番号1の案件です。

隣接農地はありませんが、境界には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については県道側に雨水枡を設け、県道沿い水路に放流されることから、周辺農地への影響はないと考えます。

次に番号2の案件です。

申請地西側に農地が残りますが、不耕作地であり、同様の目的で、現在、所有者と購入に向けて話をしているとのことであり、問題ないと考えます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請2件、計3件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは、次に報告第 425 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 426 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第425号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地

転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する、令和6年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、十王町●●番●、田、125㎡、受理日及び受理番号、令和6年5月2日、501号、渡人につきましては、蒲生郡竜王町大字薬師●●番地、●●●●、受人につきましては、蒲生郡竜王町大字小口●●番地●、●●号、●●●●、理由につきましては、自己用住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

続きまして、報告第426号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和6年6月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、全て賃貸借契約解除で7件ございました。6、7については、農地パトロールで遊休農地であったため中間管理機構を通じて契約されましたが、思ったより条件が悪く耕作不可として解約されました。

2、農地形状変更申出について、①島町●●番、田、190㎡を畑届、届出人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、令和6年5月21日受理でございます。②島町●●番、田、212㎡を畑届、届出人につきましては、島町●●番地、●●●●、令和6年5月21日受理でございます。先ほどの3条の申請地で、こちらで果樹を栽培されると聞いております。

3、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の届出について、でございます。

①牧町●●番●、田、6.61㎡を水路、届出人、牧町●●番地、●●●●、令和6年5月15日受理。②牧町●●番●、田、16㎡を水路法面、届出人、奈良県奈良市学園大和町●丁目●●番地、●●●●、令和6年5月15日受理。③安土町香庄●●番、田、221㎡の内199.74㎡を農業用倉庫、届出人、安土町香庄●●番地、●●●●、令和6年5月30日受理。①と②でございますが、水茎干拓の承水溝改修を行うに当たって、承水溝内に地目「田」である事が判明したため、現状にあわすために届出されたものです。

以上報告とさせていただきます。

議 長 　　ただ今の、報告第 425 号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 426 号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員 　　報告第426号の解約で耕作不可ということで、もう少し詳しい内容が分かれば教えてください。

委 員 　　現状、何年も耕作放棄地で、草わらで放ってありました。●●さんが他の田んぼも一緒に借りられましたが、トラクター、田植機等が入れず、●●さんは大型機械なのでUターンも出来ないぬかるみです。原状草わらに戻っています。

議 長 　　事務局に確認ですが、農地形状変更申出ですが、●●さんが畑届をされているのはなぜですか。

事務局 　　5月21日時点では、まだ●●さんの所有地になっているので、●●さんが前もって畑届を出されたということです。盛土については、一体的にされる予定です。

議 長 　　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 　　以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 176 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後1時50分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員